



AA通信

2009年(平成21年)5月1日 第14号

東京都渋谷区代々木2丁目23番1号
ニューステイメナー865号室 (〒151-0053)
Tel 03-6240-2300 Fax 03-6240-2301
E-mail : info@asset-adv.co.jp
ホームページ : <http://www.asset-adv.co.id/>



アセットアドバイザー 検索

時候トピックス

桜の季節が終わり、木々に新緑が溢れ大変過ごし易い季節になりました。世界に目を向ければ、経済・金融だけでなく、新型インフルエンザの世界的な流行の兆しにより、お金や仕事だけでなく、人の流れまで滞る気配があります。何より皆様の健康が大事、外出時のマスク、帰宅時のうがいや手洗い等、インフルエンザへの基本的な対策をして頂き、更には、外出に制限が設けられた場合を想定し、食料品などの備蓄をして戴ければと思います。

通信トピックス

～ 相続税の物納は、“出来るのか?”、“出来ないのか?” ～

「相続税を物納出来ますか?」という質問を受けます。私は「大変難しくなった。」または「事前の周到な準備と、物納する覚悟が必要になった。」と答えています。

物納に関する相続税の改正が2006年(H18)にありました。大きく以下の3つが改正されています。

物納不適格財産の明確化、延納中の物納選択制度の創設、物納手続の迅速化です。例えば抵当権が設定されている不動産や、境界が不明確な土地等の“物納不適格財産”の基準と、他に物納適格財産が無い場合に限り物納を認める“物納劣後財産”の基準が明確化されました。また、手続きが円滑に進められるように、申請時に添付する資料が明確化され、申請から許可までの審査期間が原則3ヶ月以内とされました。

この点だけ見れば、物納が扱い易くなったように見えます。ホームページ等でも専門家がそのようにコメントしているものもあります。しかし、本当に国税当局は物納を望んでいるのでしょうか?

この改正で明確になったことが他にもあります。それは、納期限までに一時に(現金等で)納付することが困難であり、かつ、延納によっても金銭で納付が困難である金額までしか、物納することが出来ないという基準です。申請時に「金銭納付を困難とする理由書」を申請時に提出する必要があります。この書類が厳格化されました。

その書類の最初に、1.納付すべき相続税額、2.納期限までに納付可能な金額、3.延納許可限度額(=1-2の額)4.延納で可能な納付金額、5.物納許可限度額(=3-4の額)とあり、前記の基準を表で示しています。

次の欄で、納期限までに納付可能な金額を算出します。相続財産のうち現預金と換金容易な財産額から、相続債務と葬儀費用等を差引きます。その後が重要です。相続人固有の現預金と換金容易な財産額を加えます。ここで相続人の預貯金は納税に充てることが示されます。

相続人に必要な生活費や事業経費を考慮して差引かれますが、その算式も定められています。教育費や

住宅ローン等の事情は加味されますが、基本的に相続人本人の生活費は月10万円です。他の家族には月4万5千円/人が加算されます。妻と子供一人の家庭で月19万円です。それは3ヶ月分しか考慮されません。妻に収入があれば減額されます。当面の事業経費は、1ヶ月分だけ差引くこととなります。少額の生活費と事業経費を考慮して残った金額の全てが、納期限までに納付可能な金額となるのです。

その下の欄で、延納で可能な納付金額を算出します。これもまた、日常の収入から上記の生活費や事業経費以外、全てを延納に充当する考えで算出し、概ね1年以内に退職金等で纏まった現金が入る予定があれば、それも納税に充当することで計算します。

このように月々の生活を切り詰めて延納する努力をし、それでも不足となる金額が、物納許可金額として認められるのです。非常に厳しい条件です。物納は相続税の納税手段として上位に位置づけられるものでは決してありません。

まさに、事前の周到な準備と、物納する覚悟が必要なのです。

日常コラム

～ 映画、「レッドクリフ(Part)」を観てきました。～

第12号でご紹介したレッドクリフの後編(Part)が上映されましたので、早速、観て来ました。後編は、いよいよ赤壁の戦いのクライマックスです。曹操軍の80万の軍勢、そして要塞のように連なる2000隻の船を、東南の風を味方につけた連合軍(5万+200隻)が一気に攻め滅ぼすのです。有名な、孔明が10万本の矢を用意する場面、2000隻の船が炎上する場面だけでなく、船が炎上した後、曹操軍に攻め込み曹操を追い詰めるまでの場面も実に迫力がありました。

映画化の難しいと言われた壮大な三国志を題材にしていますので賛否が分かれる所もありますが、私には素晴らしい映画でした。映画の冒頭、映画監督のジョン・ウー氏から“親愛なる日本の皆様”とメッセージがあります。「私達が暮らしている今は、過去に生きた人々の勇気ある行動が積み重なってできてきました。世界的不況・不信の時代だからこそ、一人一人の決断で今を変えて新しい未来を作りましょう。みなさんがそれぞれの“奇跡”を起こす時です。未来に勇気を。」そのメッセージ通り勇気を貰えた映画でした。

お知らせ

(株)アセット・アドバイザーでは、『毎月第三土曜日に無料相談会』を開催しています。「土地建物」や「相続対策」でお困りの方、是非、ご活用下さい。次回は5月16日。時間は午前10時から午後3時まで、ご予約のうえお越し下さい。